平成２５年（フ）第３５５０号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　喜多　聡貴
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５９７号
大阪府高槻市上田辺町19番32号
債務者　木下　健一
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止の取消決定確定及び破産手続開始に伴う事項の決定

次の破産事件について、当裁判所が平成25年１月16日午後４時45分の破産手続開始決定と同時にした破産手続廃止決定を取り消し、同決定は平成25年３月20日に確定したから、破産法216条６項、31条１項によって、次のとおり決定する。なお、破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第４４３号
山梨県南巨摩郡南部町福士2700番地２
破産者　山本　久子
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　破産管財人　弁護士　八巻佐知子
3　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月22日午前10時
甲府地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１３１７号
千葉市稲毛区黒砂台２－３－９、住民票上の住所千葉市中央区春日２丁目４番10号
破産者　石﨑　成明
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１７３号
千葉県市川市真間１丁目14番19号
破産者　浅野　鶴夫
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５１１号
岡山市北区建部町建部上304番地
破産者　株式会社岡山テクノ通信サービス
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２３７号
愛知県岡崎市上六名２丁目10番地１、前住所愛知県名古屋市天白区植田南３丁目122番地レスパッス・ゼン302号
破産者　橋本富士子
1　破産債権の届出期間　平成25年９月10日まで
2　一般調査期日　平成25年10月４日午後２時
平成25年８月７日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４８９号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　21棟206号
破産者　水野正太郎
1　破産債権の届出期間　平成25年９月13日まで
2　一般調査期日　平成25年11月12日午前10時10分
平成25年８月６日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６８７９号
大阪府茨木市安威４丁目13番18号
破産者　日新電工株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年９月20日まで
2　一般調査期日　平成25年10月21日午後３時30分
平成25年８月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６３９号
札幌市手稲区西宮の沢１条２丁目３番18号
破産者　ファーストシャイン株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年10月３日まで
2　一般調査期日　平成25年10月31日午前10時30分
平成25年８月６日
札幌地方裁判所民事第４部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第３６３６号
大阪市西区新町３丁目４番８号
破産者　株式会社教学研究社
1　期日　平成25年９月４日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年８月６日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２号
秋田県鹿角市花輪字下中島112番地
清算株式会社　株式会社アーチ
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（ヒ）第３００７号
大阪市港区福崎２丁目８番41号
清算株式会社　株式会社中西機械工業所
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２０１０号
東京都世田谷区駒沢３丁目15番１号
清算株式会社　株式会社ベーシックエンジニアリング
代表清算人　蔵本　武明
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２０２８号
東京都中央区銀座２丁目２番２号
清算株式会社　株式会社しろき旅館
代表清算人　馬場　牧子
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定債権
協定債権とは、株式会社しろき旅館（以下「清算株式会社」という。）に対し、特別清算開始決定前の原因に基づいて生じた債権元本、利息及び遅延損害金をいい、同債権を有するものを「債権者」という。
2　債権譲渡等がなされた場合の取扱い
特別清算開始決定日以降、協定債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、協定債権の全部または一部について協定債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、別表の「協定債権額」欄記載の各金額を基準として行う。